

鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例

鳥取市事務分掌条例（昭和50年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉保健部」を「福祉部
健康こども部」に改める。

第2条福祉保健部の項第1号中「こと」の次に「（健康こども部の分掌に関するこ
とを除く。）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号
とし、同項を同条福祉部の項とし、同項の次に次の1項を加える。

健康こども部

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（鳥取市国民健康保険条例の一部改正）

- 2 鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「福祉保健部」を「福祉部」に改める。

(鳥取市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 3 鳥取市社会福祉審議会条例（昭和48年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「福祉保健部」を「福祉部」に改める。